

議案第 28 号

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 11 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）の施行に伴い、選挙に係る非常勤特別職職員報酬を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
(中略)				(中略)			
選挙長		1 選挙につき <u>12,200円</u>		選挙長		1 選挙につき <u>12,000円</u>	
選挙立会人		1 選挙につき <u>10,100円</u>		選挙立会人		1 選挙につき <u>8,200円</u>	
投票所の投票立会人		1 日につき <u>12,400円</u>		投票所の投票立会人		1 日につき <u>12,000円</u>	
期日前投票所の投票立会人		1 日につき <u>10,900円</u>		期日前投票所の投票立会人		1 日につき <u>10,600円</u>	
開票立会人		1 選挙につき <u>10,100円</u>		開票立会人		1 選挙につき <u>8,200円</u>	
投票所の投票管理者		1 日につき <u>14,500円</u>		投票所の投票管理者		1 日につき <u>14,000円</u>	
期日前投票所の投票管理者		1 日につき <u>12,800円</u>		期日前投票所の投票管理者		1 日につき <u>12,400円</u>	
開票管理者		1 選挙につき <u>12,200円</u>		開票管理者		1 選挙につき <u>12,000円</u>	
(以下略)				(以下略)			
備考				備考			

<p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>投票所の投票立会人の報酬の額は、その立ち会った時間が13時間未満の場合は、この表に掲げる投票所の投票立会人の報酬の額を13で除して得た額に当該立会時間数(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以下であるときは30分とし、30分を超えるときは1時間とする。次項から第6項において同じ。)を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、その立ち会った時間が11.5時間未満の場合は、この表に掲げる期日前投票所の投票立会人の報酬の額を11.5で除して得た額に当該立会時間数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>投票所の投票管理者の報酬の額は、その職務に従事した時間が13時間未満の場合は、この表に掲げる投票所の投票管理者の報酬の額を13で除して得た額に当該従事時間数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>期日前投票所の投票管理者の報酬の額は、その職務に従事した時間が11.5時間未満の場合は、この表に掲げる期日前投票所の投票管理者の報酬の額を11.5で除して得た額に当該従事時間数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。